

## 仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2018-004

申 立 人：X

申立人代理人：弁護士 湯尻 淳也

被 申 立 人：公益財団法人 日本自転車競技連盟 (Y)

被申立人代理人：弁護士 畑 敬

弁護士 小池 修司

## 主 文

本件スポーツ仲裁パネルは、申立人と被申立人との間に成立した以下の内容の和解を、仲裁判断とする。

1. 被申立人は、被申立人が平成 30 年 7 月 13 日付けで申立人に対して行った、申立人を平成 30 年 10 月 12 日までの資格停止とする処分（以下「本件処分」という）を、平成 30 年 8 月 3 日付けで将来に向かって取り消す。
2. 被申立人は、前項の措置を平成 30 年 8 月 3 日付けで被申立人のウェブサイト公表する。
3. 申立人は、被申立人に対し、本件仲裁申立てにかかる紛争の原因に、補助金の申請に関する自身の不適切な行為があったことを認め、真摯に謝罪する。
4. 申立人及び被申立人は、それぞれ被申立人が統轄する競技団体運営、申立人及び A 選手の競技活動に双方協力することを誓約する。
5. 申立人及び被申立人は、申立人と被申立人の間には、本件処分及びこれに起因する一切の紛争に関し、この仲裁判断に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
6. 仲裁費用（申立料金を含む）はこれを二分し、うち 1 を申立人の負担とし、その余を被申立人の負担とする。

## 理 由

### 第 1 判断の理由

- 1 2018年7月24日、申立人は被申立人を相手方として、本件仲裁を申し立てた。
- 2 本件スポーツ仲裁パネルは、2018年8月1日、同日付け審問期日において、当事者双方の承諾を得た上で、当事者双方に和解案の提案を行った。申立人及び被申立人は、本件スポーツ仲裁パネルの提案する和解案に合意し、スポーツ仲裁規則第45条に基づき、和解内容を仲裁判断とすることを要請した。
- 3 被申立人は、2018年8月3日、改めてこの和解案を審査委員会において承認し、本件スポーツ仲裁パネルに対し、上記承認を得た旨を連絡した。
- 4 以上の経過から、本件スポーツ仲裁パネルは、両当事者の和解内容を仲裁判断とする要請を受けてこれを相当と認め、和解内容等を仲裁判断とする。

### 第 2 結論

よって、本件スポーツ仲裁パネルは主文のとおり判断する。

以 上

2018年8月3日

スポーツ仲裁パネル  
仲裁人 棚村 政行

仲裁地 東京

(別紙)

## 仲裁手続きの経過

1. 2018年7月24日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「委任状」「仲裁申立書」「仲裁申立書（別紙）」「JCF・懲戒と手続き」「証拠説明書」及び書証（甲第1～7号証）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月26日、申立人は、機構に対し、「仲裁申立書（別紙）緊急性について」「仲裁申立書（別紙）補足（仲裁合意について）」「被申立人競技規則集」を提出した。  
同日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
3. 同月27日、申立人は、機構に対し、「仲裁申立書（別紙）緊急性について・補足」を提出した。
4. 同月30日、機構は、棚村政行に対し「仲裁人就任のお願い」を送付した。  
同日、棚村政行は、仲裁人長就任を承諾し、棚村仲裁人を仲裁人長とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。  
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」及び「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。  
同日、被申立人は、「委任状」を提出した。
5. 同月31日、申立人は、「仲裁申立書（別紙）エティハド航空からの聴取結果について」「証拠説明書（2）」、「JCF（聴聞手続）申立人陳述書」「JCF（聴聞手続）A選手陳述書」「JCF（聴聞手続）A選手陳述書2」及び書証（甲8の1～2号証）を提出した。  
同日、被申立人は、「答弁書」「答弁書（別紙）」「証人尋問申請書」「証拠説明書」及び書証（乙1～17号証）を提出した。  
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、「スポーツ仲裁パネル決定（3）」を行った。
6. 同年8月1日、申立人は、「仲裁申立書（答弁書を受けての主張の補充）」「証拠説明書（3）」及び書証（甲9の1～3号証）を提出した。  
同日、被申立人は、「準備書面1」「準備書面2」「証拠説明書（2）」及び書証（乙第18号証）を提出した。  
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、東京において審問期日を開催した。審問の中で、申立人が2018年7月24日付けで提出した「JCF・懲戒と手続き」を甲第10号証、2018年7月26日付けで提出した「被申立人競技規則集」を甲第11号証と扱う旨の確認がなされた。同日、審問の終了に伴い、本件スポーツ仲裁パネルは審理を終結した。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
代表理事（機構長） 山本 和彦